

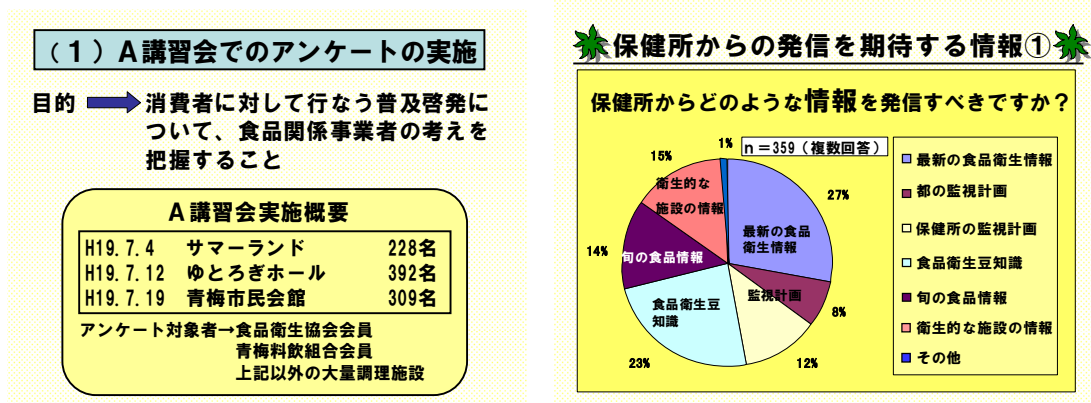
西多摩圏域における食品安全に関する新たな普及啓発の試み	
西多摩保健医療圏 西多摩保健所	
実施年度	開始 平成19年度、 終了(予定) 平成20年度
背景	これまでの当所における食品衛生行政は、事業者に対する監視指導に重点を置いていたために、都民への情報提供については充分ではなかった。また、当所管内は都内の4分の1を超える面積に約40万人の人口が散在しており、市街地と農村の差も大きいことから、圏域全体としては、食品安全に関する行政からの情報を得る機会が十分とは言えない。 さらに、現在、インターネットを利用すれば行政情報をはじめ、あらゆる情報を入手することができるが、大多数の都民はそのような状況には至っていない。そこで、地域住民への効果的な情報提供の方法、普及啓発のあり方を模索するべく本事業を実施した。
目標	食品安全に関する適切な情報を都民に提供し、都民からの疑問・意見を直接聴取する双方向のリスクコミュニケーションを試行することにより、食に対する都民の安心を高めるための保健所における新たな普及啓発の手法を確立する。 平成19年度は、都民への効果的な普及啓発の手法を検討するとともに、普及啓発を行う場について、取組み可能な部分から試行する。平成20年度は、前年度の検討結果を踏まえて、いくつかの具体的な取り組みを試行し、行政と都民の双方向のリスクコミュニケーションの実績を蓄積する。
事業内容	<平成19年度>効果的な普及啓発の検討と食品安全相談の体系化（詳細別紙） (1) 都民が求めているニーズを把握するとともに、様々な普及啓発の方法を比較検討し、効果的な普及啓発プログラムを作成する。 (2) 上記(1)のためのスキルとして、ITを用いた食品安全に関する普及啓発ソフト（食品安全Q&A等）を検討・作成する。 (3) 食品安全に関する相談例を体系的に把握し、情報を蓄積する。 <平成20年度>各種取り組みの試行 (1) 市町村の消費者相談部門、市民センター、生涯学習部門等との連携 (2) 産業祭等での食品衛生推進員による街頭相談との連携 (3) 都民、事業者との意見交換会等の実施 (4) その他展示場所における出張展示の試行
評価	都民ニーズの把握という点では、直接都民へのアンケートに代えて食品関係事業者に対するアンケートを実施したが、今後、直接の相談事例等の実績を蓄積して事業に反映することが望まれる。 パソコンソフトを活用した普及啓発資材の作成では、中古パソコンの購入により予想以上の成果を上げることができた。幅広い年齢層の都民にパソコンを操作してもらい、興味を持って取り組んでもらえることが確認できた。このことを、都民との双方向のコミュニケーションの場としての消費者懇談会などにいかにつなげていくかが、平成20年度の課題である。 都民に対して直接接触する窓口を有するのは、一義的に市町村であり、保健所が都民向けの情報発信を行っているという認識は低い。一方で、市町村は食品安全に関する体系的な情報源をもっておらず、今後、保健所と市町村の窓口がいかに日常的に連携するかが、ポイントとなると思われる。
問い合わせ先	西多摩保健所 生活環境安全課 食品衛生第一係、食品衛生第二係 電話 0428-22-6141 ファクシミリ 0428-23-3987 E-mail S0200159@section.metro.tokyo.jp

1 実施内容および結果概要

(1) 食品衛生実務講習会Aにおけるアンケートの実施

取り組みを開始するにあたり、都民が求めている普及啓発のあり方を把握するため、7月に3回開催した実務講習会Aにおいてアンケートを実施し、事業者が考える消費者への普及啓発のあり方を調査した。

その結果、以下のような状況が明らかになった。



- ① 都民に提供すべき情報：食品の安全性や栄養成分に関する情報が7割を占めた
- ② 保健所からの発信を期待する情報は以下のようなものであった。
 - ・ 情報の内容：最新の食品衛生情報と食品衛生の豆知識で約5割
 - ・ 提供の方法：保健所だよりとホームページで約5割強
 - ・ 提供の場所：保健所窓口、講習会、公的機関（市役所、保健センター等）で約7割

(2) 産業祭における該当相談での食品衛生〇×クイズの実施

(1)の結果をふまえ、様々な場面で都民に効果的に普及啓発するためのスキルとしてパソコン等を用い、簡単なソフトを作成して都民に対するデモンストレーションを試行することとした。

ア パソコン等の購入

普及啓発を行う担当者と都民が対面しつつ同じ画面情報を共有できるよう、パソコンとディスプレイ各2台を購入し、ワード、エクセル、パワーポイントをインストールした。

イ 食品衛生〇×クイズの作成

パワーポイントのハイパーリンク機能を活用し、幅広い年齢層の都民が食中毒の予防の基礎的な知識を身につけられる簡単なクイズを作成した。

このソフトは、参加者自らがマウスを操作することにより進行することができ、6編32問で構成し、水玉君、バイキン君のキャラクターや効果音を付けた。

ウ 産業祭における試行

11月に行われた青梅市及び瑞穂町の産業祭にて、食品衛生協会と自治指導員の協力を得ながら、4日間、延べ約300名の都民に対し普及啓発を試行した。

同時に簡単なアンケートを実施して、参加者の属性と感想を聞き取った。

その結果、参加者は年齢層に関わらずパソコンに対する抵抗感はなく、全体として楽しみながら取り組めることが分かった。マウス操作に慣れていない高齢者等に対しては、担当者が参加者の意思を口頭で確認しながら操作した。

アンケートの結果、クイズの難しさについては「簡単」が42%、「少し難しい」が49%で、「難しい」と答えた人は9%であった。また、参考になったかについては、「参考になった」が48%、「少し参考になった」が48%であった。



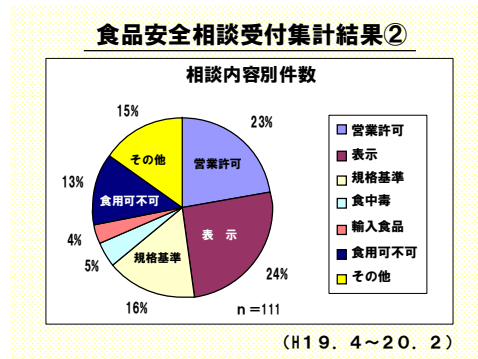
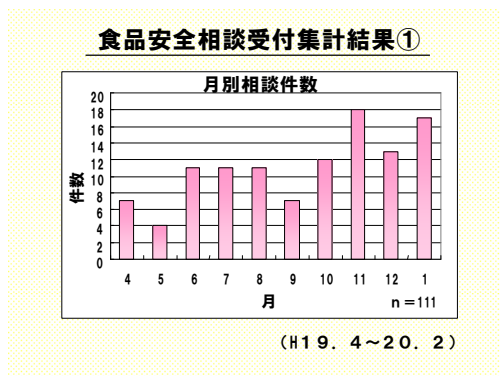
メニュー画面



青梅産業祭における風景

(3) 食品安全相談受付の系統化

食品衛生係がルーチンとして受け付けている食品安全に関する相談事例を「相談受付票」及び「食品システム」により、記録・集計し、情報を蓄積した。これらの事例は(4)の食品安全FAQに反映させることとした。



その結果、月平均約10件の相談例があり、6～8月には縁日祭礼など営業許可に関する相談が、10月以降は食品表示の偽装などに関連した表示に関する相談例が目立っていた。このことから、当所独自に作成する食品安全FAQのテーマとして「営業許可」（営業者の食品取扱を含む）、「表示」、「食用可不可」の3テーマと食品衛生〇×クイズの基となった「食中毒」を選択することとした。

(4) 食品安全FAQの作成

(2)の食品衛生〇×クイズと同様に、パワーポイントを用いて「食品安全FAQ」を作成した。このソフトについては、今後食品衛生〇×クイズとともにCD化し、管内の市町村における市民対応窓口等に配布する予定である。

ア FAQの内容の検討

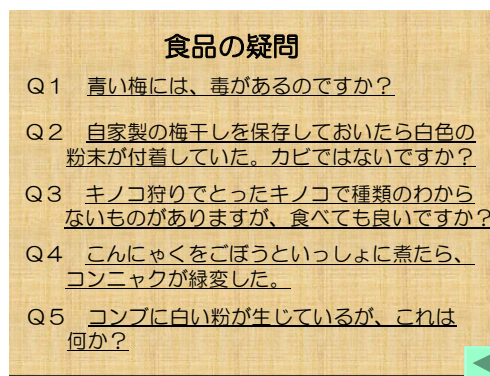
健康安全室においても同様のFAQ作成が検討されていることから、当所が作成

するFAQとしては、保健所窓口に寄せられる相談を主体として、「営業許可」、「食中毒」、「表示」、「食品に関する疑問」の4分野に絞り込み、各分野約25問、計約100問を目途としてFAQを作成した。

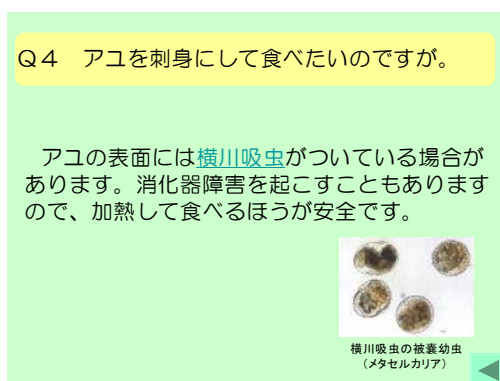
具体的な内容は、単なる資料集に止まらず、都民が実際に知りたいと考えている項目を「Q」（質問）として、スライド1枚に収まる200字以内の簡潔な「A」（回答）と用語解説等をハイパーリンク機能によりリンクさせ、必要な知識がマウス操作により容易に得られるようにした。



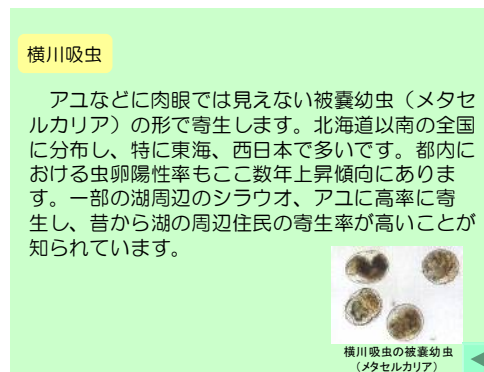
メニュー画面



FAQ検索画面(例)



FAQ画面(例)



語句説明画面(例)

2 まとめ

(1) 普及啓発手段としてのパソコンの活用

今年度の取組の結果、パソコンを用いた普及啓発は各年齢層に抵抗なく受け入れられ、有効な手段となり得ることが確認された。今後、都民との双方向のコミュニケーションを円滑に行なうには、都民からのFAQを事前に的確に把握し、関連資料等をコンパクトにまとめたものを使い勝手よく準備しておくことが最も有効であると考えられる。

また、インターネットを日常的に利用している都民にとっては、みずからの操作と工夫により、オンラインで最新情報を得ることができるが、そうでない大半の都民にとっては、オンライン情報をオフライン（CD等）に落としこみ、より分かりやすい形にした行政情報として、利用しやすく提供する必要があると考える。

(2) 市町村等との連携

保健所の役割は、都民に対して常時直接的に普及啓発を行なうことではなく、市町

村や事業者が行なう普及啓発へ支援と情報発信を行なうことである。本年度作成した2つのソフトは、市町村の消費者相談部署や食品衛生推進員にCDとして配布し、活用されるよう検討を継続したい。

そのためには、次年度において当所職員がまず都民に対する双方向のコミュニケーションを試行し、マニュアル化して手法の確立を図っていきたい。

3 次年度に向けて

今年度の取り組み結果から、来年度は以下の3つのポイントに重点をおいて事業を継続する予定である。

(1) 「食品安全FAQ」の改訂

実績を積みながら、参加者が知りたいポイントをコンパクトにまとめ直し、使い勝手を改善していく。

(2) 市町村の市民センター、生涯学習部門等との連携

消費者相談窓口における「食品安全FAQ」の活用について試行し、双方向の普及啓発（リスクコミュニケーション）を円滑に進行させるよう検討する。

(3) マニュアルの作成

消費者相談窓口や食品衛生推進員による普及啓発のためのマニュアルを作成し、保健所監視員がいなくても誰でもが効率的に情報を得られるシステムを確立する。